

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年九月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇〇七
広島市東区	三二、一七一
広島市南区	三七、一一四
広島市西区	四九、二九五
広島市安佐南区	五九、一九八
広島市安佐北区	四一、四三二
広島市安芸区	二〇、九三八
広島市佐伯区	三六、三七四
呉市	六八、〇九三
竹原市豊田郡	一〇、七一七
三原市世羅郡	三二、九四七
尾道市	四一、二九〇
福山市	一二五、四四五
府中市神石郡	一五、四四一
三次市	一五、八五五
庄原市	一一、五四九
大竹市	八、一一七
東広島市	四七、一三六
廿日市市	三二、〇〇〇
安芸高田市	八、九六七
江田島市	七、九七四
安芸郡	三一、五八五
山県郡	七、七五一